

千葉県高齢者虐待防止連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県高齢者虐待防止連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高齢者とは、千葉市に居住する原則として65歳以上の者をいう。

2 この要綱において高齢者虐待とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待又は同法第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

(検討事項)

第3条 連絡会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 千葉市の高齢者虐待防止対策に関する取り組みについて
- (2) 高齢者虐待に関する情報交換
- (3) その他高齢者虐待に関する問題解決に必要なこと

(組織)

第4条 連絡会は、15名以内で組織する。

2 連絡会は、次の各号に掲げる団体等に属する者により構成する。

- (1) 千葉市医師会
- (2) 千葉県弁護士会
- (3) 千葉市警察部
- (4) 千葉市社会福祉協議会
- (5) 千葉市社会福祉事業団
- (6) 千葉県在宅サービス事業者協議会
- (7) 千葉県訪問看護ステーション協会
- (8) 千葉市介護支援専門員協議会
- (9) 千葉市民生委員児童委員協議会
- (10) 千葉市老人クラブ連合会
- (11) 千葉市町内自治会連絡協議会
- (12) 認知症の人と家族の会
- (13) 千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）
- (14) 千葉市

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は保健福祉局地域包括ケア推進課におくものとする。

(個人情報の保持)

第6条 連絡会に関わる構成員は、その会議及び協力業務により知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要なことは保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は平成18年11月13日から施行する。

この要綱は平成30年12月1日から施行する。